

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部

健康安全課長 小林 弦太

健康安全課長補佐 坂野 弘治

TEL : 0 2 6 - 2 2 3 - 0 5 5 4

9月の「全国労働衛生週間準備期間」に当たり、労働衛生旗を掲揚します ～ 職場における労働者のメンタル面も含めた健康確保を呼びかけ～

長野労働局と長野労働基準監督署では、「全国労働衛生週間」（10月1日～7日）の準備期間（9月1日～30日）の開始にあたり、本年度のスローガン「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」を合い言葉に、職場での労働者の健康確保の取組を一層推進するため、労働衛生の象徴である「労働衛生旗」の掲揚を行います。

労働衛生旗の掲揚は、「令和4年度全国労働衛生週間実施要綱」10（1）に基づき各事業場が週間中に行うものとされており、今般、県内の機運の一層の向上を目的として本週間の主唱者自らも準備期間中から行うものです。

また、準備期間から本週間までの間、全国労働衛生週間を周知するため、長野駅善光寺口のペDESTリアンデッキ（歩道橋）に長野労働局による横断幕を掲示します。

日 時 : 8月30日（火）10:00からの定例記者会見終了後すぐ

（雨天等により延期等がありえます。その場合は定例記者会見時にお知らせします）

場 所 : 長野労働局/長野労働基準監督署 庁舎前

是非、ご取材にお越しく下さい

【参考】

労働者の健康を取り巻く状況に関して、長野県内において、じん肺や振動障害などの職業病が依然として発生しているほか、肺がんなどの石綿関連疾患、腰痛、化学物質による疾病、熱中症から、長時間労働などに起因する過労死等まで様々な疾病が発生しています。

長野県内の自殺者のうち「被雇用者・勤め人」^()は毎年100人以上、「勤務問題」を原因・動機とするもの^()は毎年50名前後で推移しています（これらのクロス集計は警察庁から公表されていない）。「長野県における第13次労働災害防止推進計画」では、職場におけるメンタルヘルス対策取組事業場を75%以上とする目標を掲げていますが、現状（令和3年度）、その割合は64.9%にとどまっており、長野労働局では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」や長野産業保健総合支援センターの活用も呼びかけつつ、県内各事業者に対し、対策の実施を呼びかけています。

長野県内において、休業4日以上死傷者数のうち60歳以上の労働者の災害は、昨年、過去29年間で最多となり、同災害が全体に占める割合は過去最高となりました。高齢者ほど被災しやすく、重傷化しやすいことが判っており、高齢者は聴力、視力、平衡感覚、筋力等の低下がみられ、こうした身体機能の変化が、転倒や墜落・転落等の労働災害の発生に影響しているものと考えられています。長野労働局では、県内各事業者に対し、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（通称：エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の実施を指導・啓発し、中小企業事業主には「エイジフレンドリー補助金」の活用も案内するとともに、労使協力した健康の保持増進の一層推進を呼びかけています。

【添付資料】

図表 職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況

図 高年齢者の労働災害発生状況の推移

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

(参考) 安全旗、労働衛生旗および安全衛生旗について

(参考) 三旗に込めた安全衛生の誓い

【関連リンク】

「労働者の健康の状況」【長野労働局 HP】

https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei.html

県内の職業性疾病や作業関連疾患の発生状況、健康診断結果などの統計情報を取りまとめた冊子です。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」【厚生労働省HP】

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者などに対し、新着情報、メンタルヘルス対策の基礎知識、事業場の取組事例、「5分でできる職場のストレスセルフチェック」などのツール、「ポジティブ・シェアリング～疲れやストレスと前向きにつきあうコツ～」、各種研修の案内、各種リーフレット等の総合的な情報提供等を行っています。

また、メンタルヘルス不調や、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談窓口を設定しています。

産業保健総合支援センター【労働者健康安全機構HP】

<https://www.naganos.johas.go.jp/> (長野センターURL)

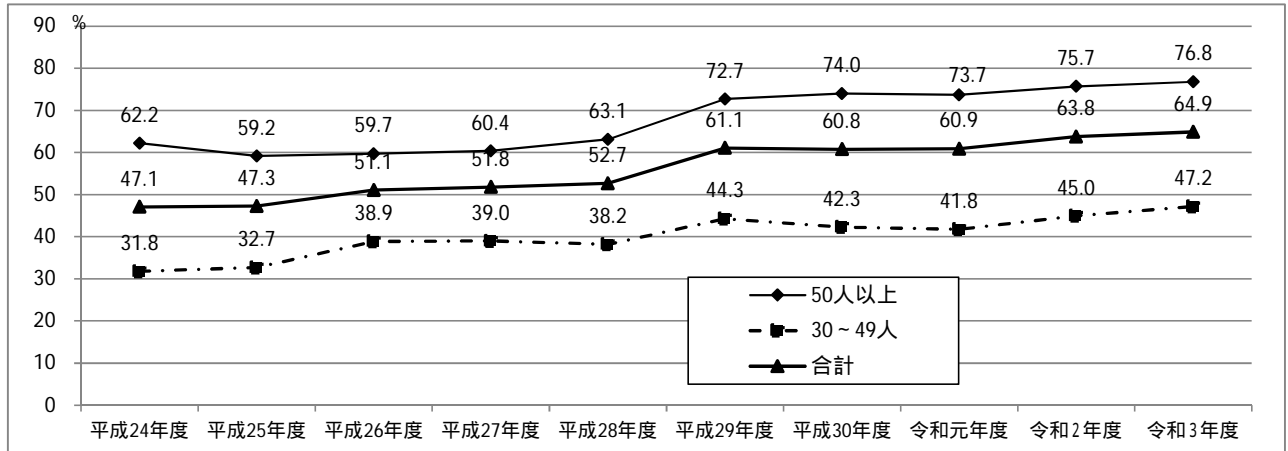


地域における職場のメンタルヘルス対策の中核的機関として全国47都道府県に設置しています。電話相談、訪問支援等、メンタルヘルス不調の予防から復職支援まで、事業者の取り組む職場のメンタルヘルス対策を無料で総合的に支援しています。

図表 職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況

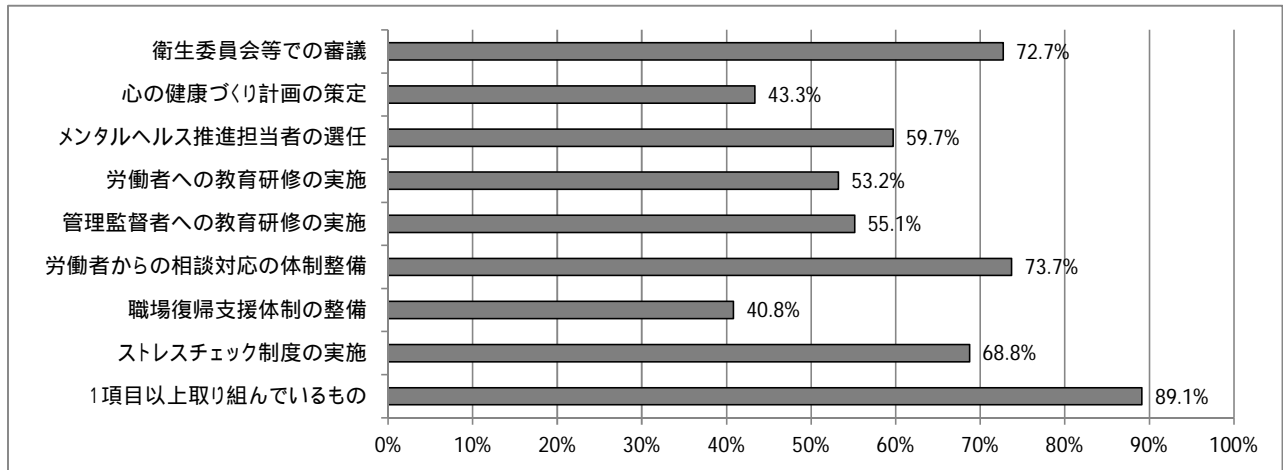
(1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
50人以上	62.2	59.2	59.7	60.4	63.1	72.7	74.0	73.7	75.7	76.8
30～49人	31.8	32.7	38.9	39.0	38.2	44.3	42.3	41.8	45.0	47.2
合計	47.1	47.3	51.1	51.8	52.7	61.1	60.8	60.9	63.8	64.9



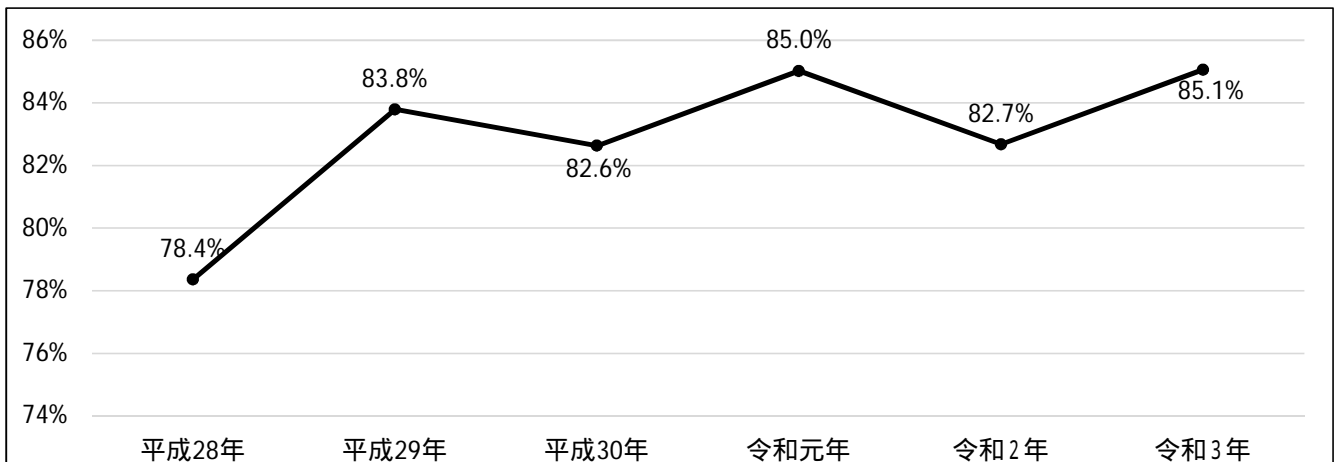
令和3年度安全衛生年間計画書による集計で、提出事業場数を母数としていること。
メンタルヘルス対策の取組状況(8項目)のうち、4項目以上を取組んでいる事業場を「取組事業場」としていること。

(2) 令和3年度 規模30人以上の事業場の項目別取組状況の割合



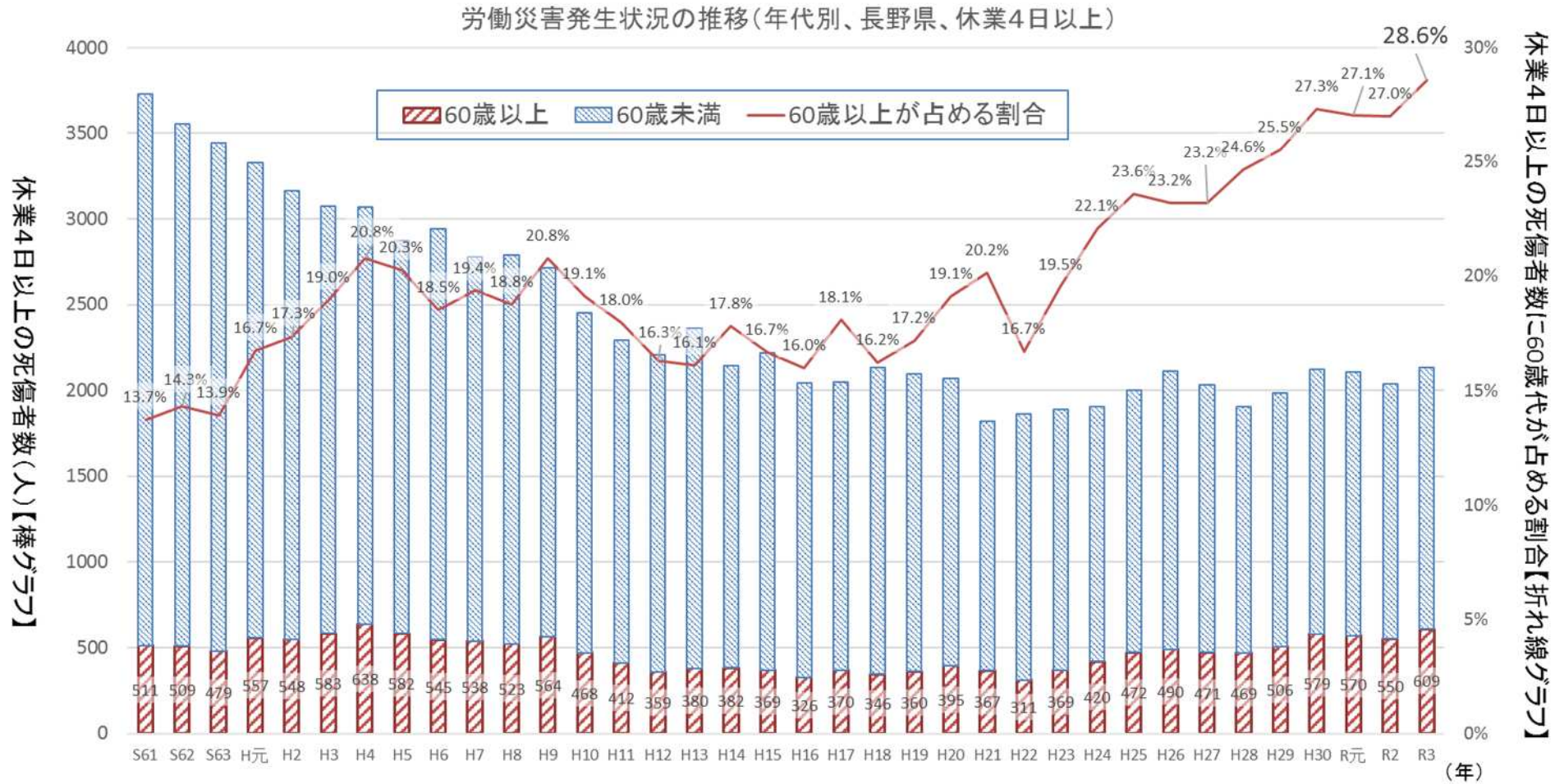
令和3年度安全衛生年間計画書による集計で、提出事業場数を母数としていること。

(3) ストレスチェック結果に基づく集団分析の実施状況



データ出所: 長野労働局管下の各労働基準監督署に提出された「心理的な負担の程度を把握するための検査結果実施状況報告」を集計したもの

図 高齢者の労働災害発生状況の推移



注：新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害を除く。

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルト-トルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和2年7月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”(密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、密集空間(多くの人々が密集している)、密接空間(お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる))を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

2 スロ - ガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」(9月10日～9月16日)等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期的健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
 - d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減
- (コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
 - b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
 - c 救急措置の事前の確認と実施
 - d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認
- (サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項
- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
 - b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
 - c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
 - d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
 - e 現場管理者の職務権限の確立
 - f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実
- (イ) 作業環境管理の推進に関する事項
- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
 - b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
 - c 事務所や作業場における清潔保持
 - d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- (ウ) 作業管理の推進に関する事項
- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d) じん肺健康診断の着実な実施
 - (e) 離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

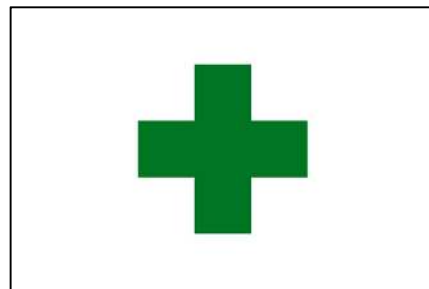
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ)酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ)建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア)東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

安全旗

初の安全週間のシンボルマークとして大正8年に提案され、昭和2年10月の内務省社会局全国工場監督官主任会議の席上で国としても安全運動のシンボルマークとすることが了承され、広く安全週間など安全に関する行事の際に掲揚されるようになった。なお、十字は西洋では仁愛を意味し、東洋では福德の集まるところを意味するとされている。安全旗は縦(A):横(B) = 1:1.5。十字の一边は1/5A。白地に、十字の色は緑色(色見本はCF0282またはDIC638)である。



労働衛生旗

衛生管理者制度が発足し、全国労働衛生週間が催され労働衛生活動が活発になってきた昭和20年代の後半に、衛生管理者の中から労働衛生を象徴するマークを求める声が出て、昭和28年労働省が公募をして緑地に白十字を中央に配した労働衛生を象徴する旗が制定された。その後、全国労働衛生週間など衛生に関する行事の際に掲揚されるようになった。縦横の寸法比率などについては、安全旗同様である。



安全衛生旗

昭和30年頃から、安全と労働衛生は密接な関係にあるものとの考えが強調されるようになり、中央労働災害防止協会が公募をし、安全と衛生を一体のものとして強力に推進するためのシンボルマークとして、昭和40年に安全衛生旗が制定された。縦横の寸法比率と色については安全旗同様で、白十字の一边は1/3A、緑十字の一边は1/5Aである。



全国安全週間

大正8年に当時の東京市で開催された安全週間の輪が年々広がり、昭和2年10月2日から一週間1道3府21県連合工場安全週間が開催された。この連合安全週間は、この種の運動を広域的实施しようとする気運を盛り上げ、11月には九州一円と山口県の連合安全デー、福島鉱山監督局管内の鉱山安全デー、12月には海軍所属の全鉱山、専売局所属の全事業所での安全週間などが開催された。そして、翌年には全国的に足並みをそろえ実施されることとなり、ここに全国統一の「全国安全週間」が昭和3年7月2日～7日(昭和6年の4回からは7月1日～7日)の間「一致協力して怪我や病気を追拂ひませう」の標語(労働衛生を含めた運動であったようである)のもとに繰り広げられ、今日に至っている。

全国労働衛生週間

第二次世界大戦後、安全週間とは別に労働衛生週間を行うべきとの関係者から意見が出され、主唱母体の労働省は昭和25年に安全週間から分離した形で、全国労働衛生週間が実施された。最初の開催期間は、10月10日から一週間だったが、第二回目からは10月1日から一週間となった。

三旗に込めた安全衛生の誓い (長野労働局労働基準部長 紀伊洋一)

四国八十八か所を巡る四国遍路は、同行二人(お遍路さんはいつも弘法大師と一緒にいるという意味)の考えのもと四国を巡礼しますが、その指導者を先達(せんだつ)といいます。その先達は旗を持っており、その旗には弘法大師の霊力が宿り、先達は病人を治療する職能を持っていたと言われています。

さて、皆さんは「安全旗」、「労働衛生旗」や「安全衛生旗」の制定の経緯をご存じでしょうか？

緑色の十字を描いた「緑十字」は、大正時代の産業安全衛生運動の先駆者である東京電気株(現：株東芝)の蒲生俊文(がもう・としふみ)氏により考案され、大正8年(1919)年の最初の安全週間にシンボルマークとして制定されたものです。皆さんもよくご存じの赤色の十字である「赤十字」に対して「緑十字」とよばれ、現在では日本産業規格において安全標識として定められています。一説には、蒲生氏は、十字を「西洋においては仁愛、東洋においては福德の集まるところの象徴するもの」として説明し、議論の結果、緑十字が採用されたとされています。「安全旗」は、この「緑十字」を旗にしたものですが、「緑十字」は「安全第一」とのスローガンが併記されることが多くなっています。

次に、「労働衛生旗」ですが、戦後、労働安全衛生法が制定され、衛生管理者制度が

発足すると労働衛生の活動も活発になりました。昭和25年には全国安全週間から分離独立し全国労働衛生週間が始まり、労働衛生を象徴するマークの要望が寄せられたことから、昭和28年の全国労働衛生週間に際して労働省が公募した結果、緑地に白十字の図案が採用され、このマークを旗にした「労働衛生旗」が制定されました。

最後に、「安全衛生旗」ですが、昭和30年頃から、産業安全と労働衛生は密接な関係があるものとの考えから、昭和39年11月に中央労働災害防止協会が公募した結果、昭和40年に制定されたものです。

現在、多くの建設現場や工場で「安全旗」や「労働衛生旗」、「安全衛生旗」がはためき、また、これら緑十字のマークとともに「安全第一」のスローガンが大きく掲げられています。

この緑十字のマークには人々の安全衛生への願いが込められています。しかし、その「安全衛生」を実現するのは事業主であるとともに

に、その現場で働く人々自身です。

これらの三旗は単なる飾りではありません。旗自体に特別な力が宿っているわけではないかもしれませんが、それは今日も一日事故のないようにとの祈りを込めた旗であると同時に、労働災害は決してあってはならないとする人々の労働災害撲滅への強い思いを込めた誓いの象徴です。



長野労働局庁舎に掲揚した労働衛生旗